

初版作成日 : 2013年03月13日  
改訂日 : 2020年11月27日

## 安全データシート

### 1. 化学品及び会社情報

化学品の名称 :

製品名称 : エコビュートインク #2611白

製品番号 (SDS NO) : B2611WH-3

推奨用途及び使用上の制限

推奨用途 : 産業用スタンプ用インク

供給者の会社名称、住所及び電話番号

供給者の会社名称 : アルマーク株式会社(旧:株式会社ユニオンコーポレーション)

住所 : 大阪府吹田市江の木町19-19

担当部署 : 環境事務局

電話番号 : 06-6369-2711

FAX : 06-6369-1298

### 2. 危険有害性の要約

化学品のGHS分類、GHSラベル要素

GHS分類

物理化学的危険性

引火性液体:区分 2

健康に対する有害性

眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性:区分 2B

発がん性:区分 1A

生殖毒性:区分 1A

特定標的臓器毒性(単回ばく露):区分 3(気道刺激性)

特定標的臓器毒性(単回ばく露):区分 3(麻酔作用)

特定標的臓器毒性(反復ばく露):区分 1

特定標的臓器毒性(反復ばく露):区分 2

環境有害性

水生環境有害性 長期(慢性):区分 4

GHSラベル要素



注意喚起語: 危険

危険有害性情報

引火性の高い液体及び蒸気

眼刺激

発がんのおそれ

生殖能又は胎児への悪影響のおそれ

呼吸器への刺激のおそれ

眠気又はめまいのおそれ

長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害

長期継続的影響によって水生生物に有害のおそれ

注意書き

安全対策

全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。

環境への放出を避けること。

熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。

- 容器を密閉しておくこと。
- 容器を接地しアースをとること。
- 防爆型の電気機器/換気装置/照明機器/その他機器を使用すること。
- 火花を発生させない工具を使用すること。
- 静電気放電に対する措置を講ずること。
- 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。
- 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。
- 屋外又は換気の良い場所だけで使用すること。
- 取扱い後は汚染箇所をよく洗うこと。
- 保護手袋及び保護面を着用すること。
- 指定された個人用保護具を使用すること。
- この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。

**応急措置**

- 火災の場合: 指定された消火剤を使用すること。
- 気分が悪いときは、医師の診察/手当てを受けること。
- ばく露又はばく露の懸念がある場合: 医師の診察/手当てを受けること。
- 気分が悪いときは医師に連絡すること。
- 吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- 皮膚(又は髪)に付着した場合: 直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水又はシャワーで洗うこと。
- 眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- 眼の刺激が続く場合: 医師の診察/手当てを受けること。

**貯蔵**

- 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。涼しいところに置くこと。
- 施錠して保管すること。

**廃棄**

- 内容物/容器を地方/国の規則に従って廃棄すること。

**特定の物理的及び化学的危険性**

- 非常に燃えやすい液体である。蒸気が滞留すると爆発の恐れがある。

**3. 組成及び成分情報**

化学物質・混合物の区別 :  
混合物

成分名	含有量 (%)	CAS No.	化管法政令番号
エタノール	50-89	64-17-5	-
二酸化チタン (ナノ粒子以外)	10-25	13463-67-7	-

注記:これらの値は、製品規格値ではありません。

**危険有害成分**

- 安衛法「表示すべき有害物」該当成分  
エタノール , 二酸化チタン (ナノ粒子以外)
- GHS分類区分該当有害成分
- 健康有害性シンボル該当成分  
エタノール , 二酸化チタン (ナノ粒子以外)

**4. 応急措置**

**応急措置の記述**

**一般的な措置**

- 気分が悪いときは、医師の診察/手当てを受けること。

ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察/手当てを受けること。  
気分が悪いときは医師に連絡すること。

#### 吸入した場合

空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。  
気分が悪いときは医師に連絡すること。

#### 皮膚(又は髪)に付着した場合

直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水又はシャワーで洗うこと。  
多量の水と石鹼で優しく洗う。  
皮膚刺激が生じた場合：医師の診察/手当てを受けること。

#### 眼に入った場合

水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。  
眼の刺激が続く場合：医師の診察/手当てを受けること。

#### 飲み込んだ場合

口をすすぐこと。  
意識のある場合はコップ1-2杯の水を飲ませる。  
直ちに医師に連絡すること。

---

## 5. 火災時の措置

### 消火剤

#### 適切な消火剤

火災の場合は粉末、炭酸ガス、乾燥砂を使用すること。

#### 使ってはならない消火剤

噴流水を消火に用いてはならない。

### 消火を行う者への勧告

消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置  
消火作業者は適切な保護具を着用する。

---

## 6. 漏出時の措置

### 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

回収が終わるまで十分な換気を行う。  
適切な保護具を着用する。

### 環境に対する注意事項

漏れ出した物質の下水、排水溝、低地への流出を防止する。

### 封じ込め及び浄化の方法及び機材

不活性の物質(乾燥砂、土など)に吸収させて、容器に回収する。

### 二次災害の防止策

関係者以外の立ち入りを禁止する。  
着火源を取除くとともに換気を行う。

---

## 7. 取扱い及び保管上の注意

### 取扱い

#### 技術的対策

##### (取扱者のばく露防止)

粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。  
粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。

##### (火災・爆発の防止)

熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。  
容器を接地しアースをとること。  
防爆型の電気機器/換気装置/照明機器/その他機器を使用すること。  
火花を発生させない工具を使用すること。

静電気放電に対する措置を講ずること。

(注意事項)

皮膚に触れないようにする。

眼に入らないようにする。

安全取扱注意事項

全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。

屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。

保護手袋/保護眼鏡/顔面保護具を着用すること。

衛生対策

取扱い後は汚染箇所をよく洗うこと。

この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。

取扱い後はよく手を洗う。

保管

安全な保管条件

換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。涼しいところに置くこと。

施錠して保管すること。

安全な容器包装材料

他の容器に移し替えないこと。

---

## 8. ばく露防止及び保護措置

### 管理指標

#### 許容濃度

(二酸化チタン (ナノ粒子以外))

日本産衛学会(第2種粉塵) (吸入性粉塵) 1mg/m<sup>3</sup>; (総粉塵) 4mg/m<sup>3</sup>

(エタノール)

ACGIH(2008) STEL: 1000ppm (上気道刺激)

(二酸化チタン (ナノ粒子以外))

ACGIH(1992) TWA: 10mg/m<sup>3</sup> (下気道刺激)

#### OSHA-PEL

(エタノール)

TWA: 1000ppm, 1900mg/m<sup>3</sup>

(二酸化チタン (ナノ粒子以外))

TWA: 15mg/m<sup>3</sup>

#### NIOSH-REL

(エタノール)

TWA: 1000ppm

(二酸化チタン (ナノ粒子以外))

Ca(ultrafine particles); TWA: 2.4 mg/m<sup>3</sup> (fine);

TWA: 0.3 mg/m<sup>3</sup> (ultrafine);

See Appendix A; See NIOSH Intelligence Bulletin 63

### ばく露防止

#### 設備対策

適切な換気のある場所で取扱う。

#### 保護具

##### 呼吸用保護具

換気が不十分な場合、呼吸用保護具を着用すること。

##### 手の保護具

保護手袋を着用する。

##### 眼の保護具

側面シールド付安全メガネまたは化学品用ゴーグルを着用する。

##### 皮膚及び身体の保護具

保護衣を着用する。

---

## 9. 物理的及び化学的性質

基本的な物理的及び化学的性質に関する情報

物理状態：非水溶性液体

色：白色

臭い：溶剤臭

沸点又は初留点：78°C

可燃性(ガス、液体及び固体)：点火性あり

爆発下限界及び爆発上限界/可燃限界：

爆発下限：3.5vol %

爆発上限：15vol %

引火点：13°C

自然発火点：320°C

pHデータなし

溶解度：

水に対する溶解度：微溶

蒸気圧：59hPa(20°C)

密度及び/又は相対密度：1.3092(20°C)

---

## 10. 安定性及び反応性

化学的安定性

常温常圧で安定

避けるべき条件

衝撃、摩擦、火気またはその他の着火源

---

## 11. 有害性情報

毒性学的影響に関する情報

急性毒性

急性毒性(経口)

[日本公表根拠データ]

(二酸化チタン (ナノ粒子以外))

rat LD50 >5000mg/kg (SIDS, 2015)

急性毒性(経皮)

[日本公表根拠データ]

(二酸化チタン (ナノ粒子以外))

hamster LD50>10000mg/kg (HSDB, Access on May 2016)

急性毒性(吸入)

[日本公表根拠データ]

(二酸化チタン (ナノ粒子以外))

dust: rat LC50 >5.09mg/L (SIDS, 2015)

局所効果

眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性

[日本公表根拠データ]

(エタノール)

ラビット 7日以内に回復 (ECETOC TR No.48(2), 1998 et al)

発がん性

[日本公表根拠データ]

(エタノール)

cat.1A; (IARC, 2010)

(二酸化チタン (ナノ粒子以外))

cat.2; IARC Gr. 2B (IARC 93, 2010 et al.)

(エタノール)

IARC-Gr.1 : ヒトに対して発がん性がある

(二酸化チタン (ナノ粒子以外))

IARC-Gr.2B : ヒトに対して発がん性があるかもしれない

(エタノール)

ACGIH-A3(2008) : 確認された動物発がん性因子であるが、ヒトとの関連は不明

(二酸化チタン (ナノ粒子以外))

ACGIH-A4(1992) : ヒト発がん性因子として分類できない

(二酸化チタン (ナノ粒子以外))

日本産衛学会-2B : 人におそらく発がん性があると判断できる証拠が比較的十分でない物質

#### 生殖毒性

[日本公表根拠データ]

(エタノール)

cat. 1A; human : PATTY 6th, 2012

#### 特定標的臓器毒性

特定標的臓器毒性(単回ばく露)

[区分3(気道刺激性)]

[日本公表根拠データ]

(エタノール)

気道刺激性 (PATTY 6th, 2012)

[区分3(麻酔作用)]

[日本公表根拠データ]

(エタノール)

麻酔作用 (PATTY 6th, 2012; SIDS, 2005)

特定標的臓器毒性(反復ばく露)

[区分1]

[日本公表根拠データ]

(エタノール)

肝臓 (DFGOT vol.12, 1999)

(二酸化チタン (ナノ粒子以外))

呼吸器 (SIDS, 2015)

[区分2]

[日本公表根拠データ]

(エタノール)

中枢神経系 (HSDB, Access on Jun. 2013)

#### その他情報

この調査製品自体のデータは得られていない。

---

## 12. 環境影響情報

### 生態毒性

#### 水生環境有害性

長期継続的影響によって水生生物に有害のおそれ

地下水などの水流に入った場合には、水生生物などの環境へ作用を及ぼす。

#### 水溶解度

(エタノール)

混和する (ICSC, 2000)

(二酸化チタン (ナノ粒子以外))

溶けない (ICSC, 2002)

#### 残留性・分解性

(エタノール)

急速分解性あり (BODによる分解度:89% (既存点検, 1993))

#### 生体蓄積性

(エタノール)

log Pow=-0.32 (ICSC, 2000)

## その他情報

この調合製品自体のデータは得られていない。

---

13. 廃棄上の注意

化学品、汚染容器及び包装の安全で、かつ、環境上望ましい廃棄、又はリサイクルに関する情報  
廃棄物の処理方法

環境への放出を避けること。

内容物/容器を地方/国の規則に従って廃棄すること。

この物質は有害廃棄物として処理する。

汚染容器及び包装

容器は有害廃棄物として処理する。

---

14. 輸送上の注意

国連番号、国連分類

国連番号：1263

正式輸送名：

塗料又は塗料関連物質

分類または区分：3

容器等級：II

指針番号：128

特別規定番号：163; 367

環境有害性

MARPOL条約附属書III - 個品有害物質による汚染防止

海洋汚染物質（該当/非該当）：非該当

国内規制がある場合の規制情報

船舶安全法

引火性液体類 分類3

航空法

引火性液体 分類3

---

15. 適用法令

当該製品に特有の安全、健康及び環境に関する規則/法令  
毒物及び劇物取締法に該当しない。

労働安全衛生法

特化則に該当しない製品

有機溶剤等に該当しない製品

粉じん障害防止規則(令19号)

二酸化チタン（ナノ粒子以外）

名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物

名称表示危険/有害物

エタノール; 二酸化チタン（ナノ粒子以外）

名称通知危険/有害物

エタノール; 二酸化チタン（ナノ粒子以外）

別表第1 危険物（第1条、第6条、第9条の3関係）

危険物・引火性の物（0°C ≤ 引火点 < 30°C）

化学物質管理促進(PRTR)法に該当しない。

消防法

第4類 引火性液体第1石油類非水溶性液体 危険等級 II(指定数量 200L)

化審法に該当しない。

じん肺法

二酸化チタン（ナノ粒子以外）

**廃棄物処理法**

特別管理産業廃棄物:引火性廃油

**適用法規情報**

この物質に関する貴国又は地方の規制については、貴社の責任でご調査願います。

記載した法規情報は意図的成分に関するものです。非意図的成分やサプライヤから開示を受けていない不純物に関する情報は含まれていません。

---

**16. その他の情報****参考文献**

Globally Harmonized System of classification and labelling of chemicals, (7th revised edition, 2017), UN

Recommendations on the TRANSPORT OF DANGEROUS GOODS 20th edit., 2017 UN

Classification, labelling and packaging of substances and mixtures (Table 3 ECNO6182012)

2016 EMERGENCY RESPONSE GUIDEBOOK (US DOT)

2020 TLVs and BEIs. (ACGIH)

<http://monographs.iarc.fr/ENG/Classification/index.php>

JIS Z 7253 : 2019

Supplier's data/information

**責任の限定について**

この製品安全データシートは、製造者からの情報を元に編集したものであり、この製品の安全な使用と取り扱いのために必要な注意事項をはじめ、危険性に関する情報を記載し、関係者に周知するためのものである。本データシートは、この製品が目的とする使用における健康、安全および環境問題に関する手引きであり、使用に際しての技術的性能を保証するものではない。また、このデータシートに記載された情報は、現在知りえた情報であり、その正確性、信頼性または完全性を保証するものではない。この使用および廃棄に際しては、適用を受ける法規を確認し遵守することが必要である。また、各注意事項は通常的な取扱いを対象にしたものなので、特殊な取扱いの場合には、この点に配慮が必要である。この製品を他の目的に使用してはならない。

ここに記載されたデータは最新の知識及び経験に基づいたものです。安全性データシートの目的は当該製品を安全に取り扱って頂くための情報を提供するものです。ここに記載されたデータは製品の性能について何ら保証するものではありません。

ここに記載したGHS分類区分の算定根拠は現時点における日本公表データ (NITE 令和元年度(2019年度))です。

但し、当社の判断に基づいて、データを一部変更しております。